

東京都告示第七百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

第一 起業者の名称 東久留米市

第二 事業の種類 市道二百七号線整備事業（南沢通り・東京都東久留米市南沢三丁目地内から同市南沢二丁目地内まで）

第三 起業地

一 収用の部分 東久留米市南沢三丁目、南沢二丁目及び南沢一丁目地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由

本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、東久留米市南沢三丁目地内の市道二千三百二十号線との接続部から北側へ約三十・三メートルの地点から、同市南沢二丁目地内の笠松坂交差点までの、全体計画延長百八十・七メートルの区間（以下「全体計画区間」という。）における市道二百七号線整備事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三条第一号に規定する道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である東久留米市（以下「起業者」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三第二項の普通地方公共団体であり、道路法第十六条第一項に規定する市道の管理者として本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、起業者は、本件事業に必要な財源についても既に措置しており、本件事業を遂行する意思及び能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

市道二百七号線（以下「本路線」という。）は、「東久留米市都市計画マスタープラン」において、主要幹線道路及び幹線道路を補完する役割を担う補助幹線道路に位置付けられている。

また、本路線は、東久留米市本町三丁目を起点とし同市学園町二丁目を終点としており、東久留米市の北部地域と南部地域とを南北に結び、地域住民の通勤、通学等の日常生活を支える延長約千六百五十七メートルの重要な路線である。

しかしながら、起業地に係る東久留米市南沢一丁目地内の市道二千百四十四号線との接続部から同市南沢二丁目地内の笠松坂交差点までの延長百二十一・一メートル（必要面積六百八十四・二四平方メートル）の区間（以下「申請起業地区間」という。）は、最小車道部幅員が約六・二メートルの狭小な二車線道路（以下「現道」という。）であり、歩道等が整備されていない五十六・七メートルの区間では、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）は路肩又は車道部の通行を余儀なくされている。

全体計画区間において、平成二十九年から令和三年までの間に四輪車と自転車との交通事故が三件発生しており、歩行者等と自動車との分離がなされていないため、重大事故の発生が懸念されている区間となっている。

東久留米市都市建設部が平成二十七年十二月に実施した交通量調査では、現道における自動車交通量は一万六百五十九台／日、自転車交通量は八百八十台／日、歩行者交通量は二百五十九人／日であった。

本件事業の完成により、歩行者等の通行と自動車交通が分離され、歩行者等が十分すれ違ふことができる幅員が確保されることで、歩行者等の安全な通行及び交通事故の低減に寄与するとともに、円滑な自動車交通が確保されることで、補助幹線道路としての機能の向上を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認

められる。

(二) 失われる利益

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項、東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第二条第五号及び東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第三百三十四号）第三条別表第一の一（四）の規定により実施対象外とされている。

本件事業は、現道拡幅方式により歩道整備を行うものであり、自動車交通量がこれにより増加するものではないが、起業者は、東久留米市内で共用している路線の過去の調査結果について自動車交通量等から相対的に評価を行い、騒音及び大気質は環境基準を、振動は環境省令で定める限度基準値をそれぞれ満足する結果となった。

また、起業者は、東久留米市教育部から、申請起業地区間内において埋蔵文化財は確認していないとの回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全かつ快適な通行を確保し、交通事故の危険性の低減に寄与することを目的として、現道を幅員十二・〇メートルへと拡幅方式により整備するものであり、東久留米市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成二十五年東久留米市条例第十四号）第三条第一項及び第二項ただし書の規定による第四種第二級の規格に適合している。

また、本件事業は、道路法第十八条第一項の規定により、起業者が道路の区域を変更し、東久留米市長が令和四年九月五日付東久留米市告示第百号で公示した内容と整合している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ

るため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三(一)で述べたように、歩行者等の通行と自動車交通の分離がなされていないこと、重大事故の発生が懸念されている区間となっていることから、できるだけ早期に本件事業を施行して歩行者等の安全な通行及び交通事故の低減に寄与するとともに、円滑な自動車交通を確保し補助幹線道路としての機能の向上を図る必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、地元自治会からの陳情で整備促進を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、現道拡幅方式による歩道整備に要する最小限のものであることから、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

一から四までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。